

# 令和8年度沼津市・清水町合同就職面接会開催事業業務委託 公募仕様書

## 1 事業の目的

本事業は、沼津市及び清水町の両市町が取り組む施策や関係機関等と連携し、就職氷河期世代の方や、その他就労を希望する求職者等に対する就労を支援するとともに、両市町の企業への就職を推進するため、合同就職面接会を開催するものである。

## 2 事業実施期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

## 3 業務概要

沼津市・清水町合同就職面接会の開催

## 4 業務の内容

次に掲げる事項を一体的に行うものとする。

### (1) 沼津市・清水町合同就職面接会の開催

就職氷河期世代の方、その他求職者及び県内外に進学する大学生等に対して、両市内の企業と接する機会を創出するため、企業と参加者の対面形式の合同就職面接会を開催する。本業務は、如何にターゲットに情報を届け、集客し、就労につなげるかを重視する。企業担当者から企業説明や求人情報等を提供する一方的なコミュニケーションだけでなく、参加者が参加したくなるような企画の立案により、就職マッチング機会の創出・拡充及び参加者の就労支援を行い、両市町の企業への就職促進を図る。

ア 対象者：(参加者) 就職氷河期世代の方、その他求職者及び県内外に進学する大学生等  
(参加企業) 両市町に本社若しくは事業所がある企業

イ 実施時期：令和9年2月28日(日)に開催すること。

ウ 企画要件

- ・プラサヴェルデキラメッセぬまづ多目的ホール(1/3分割)で開催すること。
- ・60社程度の企業を集めること。
- ・出展企業の業種が偏らないよう、求職者が興味を持てる新たな企業の開拓に努めること。
- ・周知に当たっては、静岡県産業人材課と連携し開催すること。また、本企画の対象に就職氷河期世代の方が含まれることを示すこと。
- ・周知方法は、具体的な方法を提案すること。その際、周知実績があれば記載すること。
- ・参加者に対し、合同就職面接会開催時および令和9年3月中下旬にアンケートを実施すること。

## (2) その他

- ① 受託者は、本業務の実施の進捗状況を適宜報告し、委託者と調整を図ること。
- ② 受託者は、本業務の実施に当たって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、委託者と協議すること。
- ③ 受託者は、本業務と併せて委託業務以外の営業等の行為を行ってはならない。
- ④ 沼津市や清水町が実施する就職支援関連事業の周知について、連携して実施すること。
- ⑤ 委託料には、本業務の実施にかかる一切の経費（会場使用料等）を含めること。
- ⑥ 本業務の実施に係る参加者からの電話での問合せに対応できる組織体制を有すること。
- ⑦ 本業務は、内閣府が実施する「令和8年度 地域就職氷河期世代等支援推進交付金」の対象事業である。本業務の実施に当たっては、本交付金の交付要綱および実施要領等を踏まえた内容とすること。

## 5 実施体制

- (1) 受託者は、本事業が計画的かつ円滑に遂行できるよう、誠意をもって業務に臨むこと。
- (2) 本業務に関わる全ての者は、事業の趣旨を理解の上、従事の心構え、両市町の就職支援に関する知識の習得、情報の収集など業務遂行上必要な自己研鑽を行うこと。
- (3) 受託者は、本事業を遂行するために必要な資材等を委託料の範囲内で調達する。
- (4) 受託者は、委託者及び関係者との定期的な打合せ会を設定するなど、随時情報交換を実施するとともに、業務の遂行に関し、疑義が生じた場合には委託者の指示を受けること。
- (5) 受託者は、本業務に係る情報等の機密情報について、盗難、紛失、漏えい等の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じること。
- (6) 受託者は、本業務執行にあたり知り得た情報を受託期間中及び業務委託終了後も他に漏らしてはならない。
- (7) 電話で、随時連絡できる体制を整えること。

## 6 成果品等

本業務完了報告書 1部及びデータ一式

※事業終了後、速やかに報告書を提出すること。

(内容) 募集チラシ、現場写真、結果報告、参加者アンケート送付先リストおよび分析結果、その他関係資料

## 7 業務委託料の支払

委託者は、受託者から提出された完了報告書により、業務の執行を確認し、受託者からの適法な請求に基づき、30日以内に支払うものとする。

## 8 業務実施上の注意点

### (1) 再委託等の制限

受託者は、業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせることができないこととする。ただし、事業実施に必要と認められる業務については、委託者承諾のうえ、業務の一部を第三者に委託することができるものとする。

### (2) 業務遂行上の不測の事態

業務遂行上、不測の事態が発生した場合、受託者は委託者と連携の上、速やかに解決を図る。

## 9 その他

本仕様書に記載されていない事項、又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。